

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：平成28年7月11日（平成28年（独個）諮問第10号）

答申日：平成28年10月31日（平成28年度（独個）答申第16号）

事件名：DVD複写営利販売に関する本人と特定ポリテクセンターとの間のやり取りを記録した文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人がポリテクセンター群馬に所在中において、DVDの複写営利販売に関する審査請求人とポリテクセンター群馬との間でやり取りされた文書及び相談記録」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）13条1項の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年6月14日付け28高障求発第116号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

当機構高崎ポリテクセンター特定科に特定年月に入所し、その期間DVDの複写営利販売の被害を受け、当機構職員から電話・通知を受けた。適切に判断し警察に通報する方向で進めているなどと返答を受け、文章の存在がないのは事実と異なる。

(2) 意見書

審査請求人から意見書が当審査会宛て提出（平成28年8月1日受付）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提供されており、その内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

原処分維持が適当であると考えます。

2 理由

(1) 本件請求保有個人情報について

審査請求人から平成28年5月10日付けで、「群馬ポリテクセンターにおいて、特定年月入所から、在所期間にDVDの複写営利販売が職員、同科の複数名が関わり、私にも5000円の購入を勧められ事務局に申し立てした。特定年月頃、開示は文書のやり取りが不存在とされたが、それは嘘（犯罪に対する申告であり、事実と反する）で、担当者とやり取りしていることから、その開示請求」があり、請求の対象とする保有個人情報が十分特定されていないため審査請求人に文書で確認したところ、「その開示請求」とは、「職員が相談を受け、事務局と相互のやり取りをした、私の保有個人情報」と特定された。

(2) 本件対象保有個人情報について

本件請求保有個人情報の開示請求につき、審査請求人がポリテクセンター群馬に在所中において、DVDの複写営利販売に関する審査請求人とポリテクセンター群馬との間でやり取りされた文書及び相談記録に記載された保有個人情報と特定した。

(3) 本件対象保有個人情報が存在しないことについて

審査請求人は、DVDの複写営利販売に関して審査請求人がポリテクセンター群馬に対して申し立てた文書及びこれに基づきポリテクセンター群馬が審査請求人に回答した文書、その他これらの事実や対応を記録した文書が存在すると主張していると解されるが、処分庁において、日常的な訓練受講者とのやり取りや申出を記録するよう本部からポリテクセンターに対して指示したものはなく、ポリテクセンター群馬に、当該主張する文書の作成義務はない。ただし、訓練受講者からの申出等に適切に対応するため、審査請求人が在籍していた特定年当時には、当該文書等も作成されていた可能性は否定できないが、仮に記録された文書があったとしても、訓練受講者との相談記録は、処分庁の文書管理規程において保存年限1年未満の文書に該当することから、訓練が終了するなど、情報として必要がなくなったと判断次第、不要な個人情報として速やかに破棄されている。

すなわち、処分庁が該当文書不存在とした回答は、審査請求人とポリテクセンター群馬とのやり取り自体を否定したのではなく、DVDの複写営利販売に関して審査請求人がポリテクセンター群馬に対して申し立てた内容及びそれに対し、ポリテクセンター群馬が相談に応じた内容を記載した文書はないとしたものである。

ゆえに、該当する文書は存在せず、文書不存在により不開示とした処分庁の決定は妥当なものとする。

なお、審査請求人からの開示請求及び審査請求を受けた際に、念のため

め、本部担当部署からポリテクセンター群馬において審査請求人に係る文書を再度探索するよう指示をし、過去の文書ファイル、書類、事務机、書庫及び倉庫等を確認したが、審査請求人が主張するような文書は保管されていなかったとの報告を受けているところである。

補足ではあるが、審査請求人からは、今回の請求内容と同様の保有個人情報開示請求が特定年月日付けで行われ、特定年月日付けで、今回同様に文書不存在による不開示として決定通知を行っているところである。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は種々主張するが、いずれも原処分を維持することの判断に何ら影響するものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年7月11日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月1日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年10月14日 | 審議 |
| ⑤ 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人がポリテクセンター群馬に所在中において、DVDの複製営利販売に関する審査請求人とポリテクセンター群馬との間でやり取りされた文書及び相談記録」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書において、本件対象保有個人情報を保有していないことについて、以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は、DVDの複製営利販売に関して審査請求人がポリテクセンター群馬に対して申し立てた文書及びこれに基づきポリテクセンター群馬が審査請求人に回答した文書、その他これらの事実や対応を記録した文書が存在すると主張していると解されるが、処分庁において、日常的な訓練受講者とのやり取りや申出を記録するよう本部からポリテクセンターに対して指示したものはなく、ポリテクセンター群馬に、当該主張する文書の作成義務はない。ただし、訓練受講者か

らの申出等に適切に対応するため、審査請求人が在籍していた平成24年当時には、当該文書等も作成されていた可能性は否定できないが、仮に記録された文書があったとしても、訓練受講者との相談記録は、処分庁の文書管理規程において保存年限1年未満の文書に該当することから、訓練が終了するなど、情報として必要がなくなったと判断次第、不要な個人情報として速やかに破棄されている。

すなわち、処分庁が該当文書不存在とした回答は、審査請求人とポリテクセンター群馬とのやり取り自体を否定したのではなく、DVDの複写営利販売に関して審査請求人がポリテクセンター群馬に対して申し立てた内容及びそれに対し、ポリテクセンター群馬が相談に応じた内容を記載した文書はないとしたものである。

ゆえに、該当する文書は存在せず、文書不存在により不開示とした処分庁の決定は妥当なものとする。

イ なお、審査請求人からの開示請求及び審査請求を受けた際に、念のため、本部担当部署からポリテクセンター群馬において審査請求人に係る文書を再度探索するよう指示をし、過去の文書ファイル、書類、事務机、書庫及び倉庫等を確認したが、審査請求人が主張するような文書は保管されていなかったとの報告を受けているところである。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、上記(1)アについて詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 諮問庁は、審査請求人からの申出及びその対応について、ポリテクセンター群馬の当時の担当者から以下のとおりの聴き取りを行った。

審査請求人からはポリテクセンター群馬に多くの手紙、ファックスが送られてきたが、その内容は、ポリテクセンターにおける日常的な訓練受講者への対応の範ちゅうに含まれる内容であった。ポリテクセンター群馬は、申出等に対する事実確認のため、何度も審査請求人に面談を申し入れたが、審査請求人は面談に一切応じず、同センターは対応を進めることができなかった。

本件のDVDの複写営利販売に関する申出は、訓練受講者が訓練用DVDを購入し、訓練受講者間で複写したものを販売するというもの等と推察され、手紙又はファックスのいずれかで寄せられたものと考えられる。

当該申出は、他の訓練受講者にも関わるものであり、審査請求人からの一方的な文書のみでは事実関係が確認できなかったため、直接審査請求人から話を聴く必要があると認識し、手紙等により面談を求めたが、審査請求人がこれに応じなかったため、事実確認に至らなかったものである。

日常的な訓練受講者とのやり取りや申出を記録するよう本部から指

示は受けていないが、審査請求人からの申出等については、その内容が多岐に渡ったこと、申し出た期間が長かったこと等から、一部のやり取りを手元のメモとして整理していたと記憶しているが、その中に、DVDの複写営利販売に関する申出に係るものが含まれていたかについては、記憶も曖昧であり不明である。また、このようなメモは、訓練が終了すると処分しているものである。

イ 仮に、当該メモがあり、法人文書に該当するものであったとしても、文書分類基準表の第6類の「第1類から第5類までに該当しない法人文書」に該当することとなり、第6類の文書は、「事務処理上必要な1年未満の期間保存」と規定されていることから、当該訓練が終了するなど、個々の事案への対応が済み次第、速やかに処分されているものである。

したがって、DVDの複写営利販売に関する申出に係るメモは仮に作成されていたとしても既に処分されているものである。

ウ 以上のことから、ポリテクセンター群馬での審査請求人に対する対応の事実を否定するものではないが、該当文書は保有していないということである。

(3) 上記(1)及び(2)の説明を踏まえ、以下検討する。

当審査会事務局職員をして、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構文書管理規程の提出を受け、文書の保存について確認させたところ、同規程13条1号において、「作成又は取得した法人文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。」、同規程15条1項において、「文書管理者は別表第1に基づき、法人文書分類基準表を定めなければならない。」と規定されていることが認められる。

そこで、当審査会において別表第1を確認したところ、第1類から第5類までの文書は、規程、要領、広報等であり、相談記録や訓練受講者とのやり取りメモ等は、第6類の文書に分類され、当該文書の保存期間については、「事務処理上必要な1年未満の期間保存」と規定されていることが認められる。

さらに、上記(1)イの文書探索の範囲及び方法も不十分であるとはいえない。

したがって、DVDの複写営利販売に関する申出について、相談記録やそれに類する文書が作成されていた可能性は否定できないが、仮に記録された文書があったとしても、訓練受講者との相談記録は、処分庁の文書管理規程において保存年限1年未満の文書に該当することから、当該訓練が終了するなど、情報として必要がなくなったと判断し次第、不要な個人情報として速やかに破棄されるとする諮問庁の説明には、不自

然，不合理な点は認められず，その他これを覆すに足る事情はうかがえないことから，当該諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子